

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日（木）に延長されたことに伴い延長することとしておりましたが、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）といたしましたのでお知らせします。

1 令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月15日（金）

2 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

3 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の3月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和元年10月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

4 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和元年12月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

5 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和2年1月1日から令和2年1月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

（参考）

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。